

号外



いぬわし君の

交通安全Journal

ジャーナル

令和6年4月26日
石川県警察本部
交通企画課
(076)225-0110

基準に適合した

「電動アシスト自転車」に乗りましょう！



基準に合わない自転車は違反になる場合があります！

「電動アシスト自転車」は、走行中にペダルをこぐ力を、電動モーターが補助（アシスト）する仕組みの自転車です。電動アシスト自転車に関しては、法令で基準が定められており、例えば以下の構造等を満たしている必要があります。

- 当事者がペダルをこがないと走行しない構造である
- 24km/hまでアシスト機能が働き、24km/hを超えるとアシスト機能が停止するなど

《参考動画》



基準に適合しない自転車は「一般原動機付自転車」に該当し、無免許運転や無保険、整備不良車両の運転などの法律違反になる場合があるので、注意してください。



QRコード先：YouTube 国民生活センター
「左脚は添えるだけ…道交法不適合の電動アシスト自転車に注意」

基準に適合する「電動アシスト自転車」の見分け方！

「電動アシスト自転車」には型式認定制度があり、基準を満たして型式認定を受けた車種には「TSマーク」が表示されています。



安心して電動アシスト自転車に乗るために、型式認定番号や「TSマーク」が表示されている製品を選ぶようにしましょう。

電動アシスト自転車の型式認定制度について、警察庁HPも参考にして下さい



X(旧ツイッター)を運用しています。フォローお願いします！【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】



【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

